

# 平成30年度第2回山口県社会福祉事業団職員採用試験

## \*\*\*\* 受 験 案 内 \*\*\*\* ( 福 祉 職 )

平成30年10月  
山口県社会福祉事業団  
〒753-8555 山口市大手町9-6  
山口県社会福祉会館内  
TEL (083) 924-1025

- 1 受付期間 平成30年10月15日(月)～平成30年11月16日(金)まで、  
郵送の場合は平成30年11月16日(金)までの消印のあるものに限りま

第1次試験日 平成30年12月1日(土)

- 2 受験申込手続  
受験申込書(別添)に、次の書類を添えて提出してください。(※)  
※高等学校新卒者については、「全国高等学校統一用紙」によること。  
○ 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書  
○ 受験申込書に記載した資格・免許(運転免許証は除く)等に係る証明書の写し

### 3 採用職種、勤務の概要、採用予定人員

職 種	勤務の概要	採用予定人員
福 祉 職	事業団施設における利用者の介護等の業務、生活支援等の業務(※) ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設	10名程度

※ 勤務地は、

- ①岩国市愛宕町 特別養護老人ホーム 「灘海園」  
②萩市大井 特別養護老人ホーム 「オアシスはぎ園」  
③周防大島町 障害者支援施設 「たちばな園」  
④防府市浜方 障害者支援施設 「華南園」

のいずれかを予定しておりますが、本人の希望や家庭の事情等を考慮した上で決定します。  
また、将来、当事業団が運営する他の施設へ転勤していただくこともあります。

### 4 受験資格

- (1) 次の要件に該当する者が受験できます。

昭和34年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 (1)社会福祉士又は介護福祉士の資格を有する者 又は平成31年3月31日までに取得見込の者 若しくは、5年間の経過措置により平成31年3月31日までに介護福祉士の登録を受ける者(但し、経過措置期間内に(1)～(4)のいずれかの資格を取得すること) (2)知的障害福祉士又は知的障害援助専門員の資格を有する者 (3)保育士の資格を有する者又は平成31年3月31日までに取得見込の者 (4)介護職員初任者研修(訪問介護員研修2級)以上の研修を終了している者又は平成31年3月31日までに終了見込の者
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)  
イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 5 試験の日時、場所

日 時	場 所
第1次試験 平成30年12月1日(土) 受付 午前9時20分～午前9時50分 試験 午前10時00分～午後2時40分	山口県社会福祉会館 山口市大手町9-6 電話：083-924-1025
第2次試験 平成30年12月22日(土)(予定) 詳細は第1次試験合格通知の際お知らせします。	

### 6 試験の方法、内容

- (1) 第1次試験 適性検査、小論文、教養試験  
(2) 第2次試験 第1次試験合格者について、面接試験を行います。

### 7 合格の発表等

- (1) 第1次試験  
第1次試験の結果は、試験終了後速やかに文書で通知します。  
(2) 第2次試験  
第2次試験の結果は、試験終了後速やかに文書で通知します。  
(3) 採用  
採用は、原則として平成31年4月1日を予定しております。

### 8 給与

- (1) 給料

初任給は平成30年4月1日現在、  
高校卒18歳の場合で、月額148,100円  
短大卒20歳の場合で、月額157,300円  
大学卒22歳の場合で、月額167,700円です。  
職歴のある方は、職種に応じた経験年数を加味して初任給を決定します。  
(例：福祉施設等の経験年数×4/5を前歴換算)  
定期昇給は、毎年1月1日に実施します。  
(例：大学卒22歳の場合の採用4年9月後の給与月額 198,500円)

- (2) 諸手当

通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当等の  
諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。  
※その他勤務条件等は、当事業団ホームページ(<http://jigyodan-yg.jp/>)を  
ご覧ください。

- (3) 処遇改善一時金(毎年度3月末支給)

国の制度に基づき支給します。  
(平成28年実績 特養：205,000円・障害：157,000円)

注：受験に伴う経費は、自己負担とします。

問い合わせ先：山口県社会福祉事業団 事務局 総務課 (Tel 083-924-1025)